

砺波市農業委員会 7月総会議事録

開催日時 令和6年7月5日(金)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 22名

1番	西原 登	15番	飯田 輝一
2番	堀田 敬三	17番	亀永 理恵
3番	吉田 一馬	19番	中村 栄克
5番	林 政樹	20番	満保 雅春
6番	前野 久	21番	今井 久人
8番	鴨井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
11番	樋掛 雅彦	25番	小幡 直也
12番	田嶋 和樹	26番	源通 一郎
13番	森田 修	27番	齋藤 徹
14番	松浦 正一	28番	片山 雅喜

欠席した委員 7名

4番	柴田 泰利	18番	土田 英雄
7番	石田 智久	24番	山本 渉
10番	舘 和香子	29番	水野 勢津子
16番	飯田 真紀		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4名

事務局長	小西 啓介	主幹	大石 哲也	主事	深尾 芽生
農地調整専門員	林 憲正				
農業振興課	1名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第9号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 2) 議案第10号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度・砺波市農業委員会7月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 みなさま方におかれましては、大変お忙しいところ総会にご出席いただき誠にありがとうございます。
さて、農業委員に任命されて今月で早くも1年がたちます。1年という節目でこれまでの活動を振り返り、反省点等もありますが今後とも農業委員としての職務に尽力していこうと決意を新たにしたところです。なお、先月の総会後には運営委員会を行い、今後の取組等を運営委員の方とご相談したところです。これからの活動についてみなさまにご助力をいただくこともあるかと思えます。何卒ご協力よろしくお願いいたします。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。
本日は、在任委員29名中22名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号25番 小幡 直也委員・議席番号26番 源通 一郎委員をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。「議案第9号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、1件でございます。

(議案書全件朗読)

申請地を現在耕作する譲受人が引き続き農地として利用するため、所有権を取得するものです。譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第9号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　田嶋委員、どうぞ。

田嶋委員 　　譲受人は区内でも大きな認定農業者です。後継者であるお子さんも農業に従事しており、今後も引き続き農地として利用するため申請地を取得するものです。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第9号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして「議案第10号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 　　議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

転用案件の別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」

になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請者の現在の住まいは、砺波警察署の移転先となりました。このことから、現在の住まいを立ち退き、自己所有田で新たに住宅を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は土地改良事業実施区域内農地であり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。現在の自宅への進入路は、幅員2mと狭いことから、3.5mに拡幅する計画です。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第10号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　田嶋委員、どうぞ。

田嶋委員 　　2番について、申請者の自宅は市道から少し入ったところにあり、その宅道の幅員が2mで普通自動車ギリギリ通れる程度となっています。自動車が隣接農地に落ちることもあることから、3.5mに拡幅するものです。ご承認よろしくお願ひします。

川邊委員 　　1番について、4月の総会で農振除外の審議があり承認を得た案件です。
(議長) 警察署の移転先になったことによる立ち退きで新たに住宅を建築する計画です。隣接農地の所有者、耕作者、集落代表者、土地改良区等の関係者から異議のないことを確認しています。ご承認よろしくお願ひします。

他にご質問等はありませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第10号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願ひします。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地において、分家住宅を計画しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第11号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 林委員、どうぞ。

林委員 申請地は譲渡人の自宅に隣接した農地です。譲渡人の孫である譲受人が実家に近い場所での住宅の建築を希望し、計画されたものです。ご承認よろしくをお願いします。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第11号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。報告第1号から報告第3号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

 これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

 これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 15)